

要保護・準要保護制度について

1 目的

この制度は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育が円滑に受けられるようにするための制度です。

2 対象となる方

銚田市立小中学校に在学する児童及び生徒の保護者であって、

①要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（生活保護受給者）

②準要保護者

要保護者に準じる程度に困窮していると市の教育委員会が認定した児童生徒の保護者です。

3 準要保護の認定基準

生活保護を受けていないが、要保護者に準ずる程度に困窮している者で、かつ次のいずれかに該当する世帯等です。

（主なもの抜粋）

- ・生活保護が停止または廃止された。（前年度若しくは当該年度）
- ・市民税の非課税または減免を受けている。
- ・児童扶養手当の支給を受けている。
- ・その他教育委員会が必要と認めたもの など。

※上記に該当される方でも、収入状況等によっては、認定とならない場合もあります。

4 援助内容

主な就学援助を受けられる対象は、下記のとおりです。

- ・学用品等 ・学校給食費
- ・医療費（学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病、虫歯、中耳炎等）

5 手続きについて

通学されている学校を経由し、教育委員会へ申請となります。

申請にあたっては、受給要件や、所得の分かる書類等（所得証明書、非課税証明書、児童扶養手当の証書など）及び担当地区民生委員の所見等の書類が必要となります。

詳しくは下記、又は各学校へお問い合わせください。